

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、介護支援専門員(以下「専門員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 専門員は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター

(2) 所在地 水戸市河和田町123番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター(以下「事業所」という。)に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤、介護支援専門員兼務) 主任介護支援専門員が事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3名以上(常勤専従2名以上、兼務1名)

①要介護認定のための訪問調査

②指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画の作成

③指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供

④介護保険施設の紹介その他便宜の提供

(3) 事務職員 1名(常勤、兼務) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。なお、電話等により24時間常時連絡可能な体制とし、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応するものとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者等の相談を受ける場所 利用者宅及び事業所の相談室等

(2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅等

(4) 専門員の利用者訪問頻度 適宜(月1回以上)

2 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する60日前からできるように必要な支援を行う。

3 事業所は、正当な理由が無い場合は、業務の提供を拒否できないものとする。

4 事業所は、事業所に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし事業所内にその手順等を掲示する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2 第11条の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、あらかじめ利用者の同意を得てその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は1キロメートルあたり20円とし、支払いを受けたときは必ず領収書を交付するものとする。

(介護予防支援事業)

第8条 要支援認定者を水戸市との指定介護予防支援業務委託契約に基づきその事業を実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 専門員は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、高齢者や障害者の虐待防止や、権利利益の擁護等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備するとともに、従業者の研修会を実施する等必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村へ通報する。

(身体拘束等の適正化の推進)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第12条 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すこととする。

2 利用者が、事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の精神的苦痛を与える迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止とする。

3 ハラスメントとは、職員が脅威、不快と感じればハラスメントに該当する可能性があることとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、水戸市の区域とする。

(専門員研修)

第14条 事業所は、専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年4回

(3) 介護支援専門員資格を継続する為に必要な資格更新研修 適宜

(4) 主任介護支援専門員にあっては更新研修受講の為に必要な研修 適宜

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、感染症が発生した際の予防及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密を守る義務)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後も、また同様とする。

(記録の整備)

第18条 利用者の記録は、当該利用者の業務が完結した日から5年間保存するものとする。

(補則)

第19条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。